

第 2 章 基本方針

第2章 基本方針

I. 基本理念

町田市では、空家等に対する基本理念を市空家条例で、次のとおり規定しています。

○ 市空家条例 第3条

(基本理念)

空家等に関する対策は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の市民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、空家等の発生の予防、適切な管理及び活用の促進が図られるよう、市、市民、空家等の所有者等及び事業者の相互の連携及び協力の下に、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

II. 基本方針

市空家条例の基本理念や課題を受け、以下の基本方針を定め、所有者等の意向に応じた取り組みを進め、空家対策を推進します。

基本方針1：空家の発生予防

所有する建築物が、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす空家とならないよう、住宅を資産として活用する方法や、空家の発生要因、適切な管理が行われないことにより生じる問題等を周知し、空家としないように備えることの必要性等の啓発を進めます。また、まちづくりの視点から、地域に適切に管理されていない空家を発生させにくい環境づくりを進め、地域活性化を図ります。

対象とする住宅 一戸建の全ての住宅

基本方針2：空家の所有者等への適切な管理の周知

空家は個人の資産であるため、所有者に管理責任があり、適切に管理しなければならないことや将来的に所有者等が不在とならないように、予め備えが必要であること等を広く市民に周知します。

対象とする空家 一戸建の未活用空家

基本方針3：空家の利活用の促進

空家が、その地域の資源として公共公益的な活用が行われるよう、情報の収集、整理、その他の必要な措置を講じます。また、不動産流通促進のための仕組みづくりや地域のための利活用の支援を行います。

対象とする空家 一戸建の未活用空家

基本方針4：空家対策に係る体制の整備

空家の所有者等、町田市、市民及び事業者が、相互に連携し、協力する推進体制を整備します。また、空家に係る相談窓口を一元化し、空家に係る市民等からの様々な相談に応じる体制を整備します。

また、適切な管理が行われていない空家が、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことがないように、必要な措置を適切に講じます。

対象とする空家 全ての空家



